

受託物品受領業務の適正化及び事故防止要綱

平成1年3月20日制定

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、卸売業者が販売の委託を受けた物品の受領及びその物品を卸売場に配列する場合における事故の防止について、防府市公設青果物地方卸売市場業務条例（昭和63年防府市条例第10号。以下「条例」という。）第46条及び同施行規則（昭和63年規則第15号。以下「規則」という。）第53条に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(送り状及び受託物品の確認)

- 第2条 卸売業者は、出荷者に対して必ず送り状を添付するよう指導するものとし、送り状用紙の作成が困難な出荷者に対しては、卸売業者においてこれを準備して使用させるものとする。

- 2 卸売業者は、受託物品の受領に際しては、出荷者の送り状の内容と現品とを確実に照合し、事故の発生を未然に防止するものとする。

- 3 前項に規定する照合は、その物品の販売委託先、出荷者名、荷印、出荷年月日、品名、等級、数量等について誤りのないことを確認するものとする。

(現品内容の点検)

- 第3条 卸売業者は、前条第2項及び第3項に規定する照合をする場合は入念に点検するものとし、特に延着品及び軟弱品に一層注意するものとする。

- 2 卸売業者は、受託物品に異状を認めた場合は、条例第46条第2項及び規則第53条第1項の規定により、速やかに検査員の検査を受けるものとする。

(物品受領通知書の手渡し)

- 第4条 卸売業者は、取扱物品を受領したときは、条例第46条第1項に規定する事項を記載した物品受領書に所定の事項を確実に記入し、出荷者に手渡しするものとする。この場合、受託物品の受領にあたって、複写式送り状が添付されているときは、その1枚に受領卸売業者名、受領年月日及び受領担当者名を表示した受領印を押印することにより物品受領通知書とすることができる。ただし、受領したのち遅滞なく売買仕切書を発送する場合は、この限りでない。

(荷受業務の責任体制)

第5条 卸売業者は、取扱物品の受領業務を適正かつ確実にを行うため荷受業務実施要綱を作成し、物品受領責任者を定める等受領業務の責任体制を明確にしなければならない。

(取扱物品の配列)

第6条 卸売業者は、取扱物品を配列する際には、買受人が当該物品の下見が十分にできるようにするとともに、せり売の際には混雑が生じないようにしなければならない。

(見本の抽出)

第7条 見本の抽出開函に当たっては荷口を十分に代表し得るものとし、担当せり人が責任者となり立合いのうえ抽出開函に万全を期し、故意に見本を選択し、又は粉飾してはならない。この場合において、規格選別が不十分な品物、損傷し易い物品、延着品等で事故の発生し易い物品については、販売後の紛争を防止するためできるだけ多くの見本を抽出しなければならない。

附 則

この要綱は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定による知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。